

用語の解説

い

医療介護総合確保推進法

正式名称は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」です。高齢化が進行する中で、社会保障制度を将来も維持していくために、医療・介護提供体制の構築や、医療・介護を対象とした新たな税制支援制度の確立、地域包括ケアシステムの構築等を行い、地域における医療と介護の総合的な確保を推進するものです。

か

介護支援専門員（ケアマネジャー）

「要介護者等からの相談に応じ、要介護者等の心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるよう、市町村や居宅サービス事業者、介護保険施設等の調整を行うもの」であって、「要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門知識及び技術を有する者」と定められています。居宅介護支援事業者（ケアプラン作成期間）及び介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等）において介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス提供事業者への申込等を支援する専門職として配置が必要とされた職種です。

回復期機能

急性期を経過した患者さんへの在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能のことで

き

急性期機能

急性期の患者さんに対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能のことで

居宅介護支援事業所

在宅の要介護者に対して要介護認定の申請のお手伝いや、利用者（要支援、要介護認定者）の居宅サービス計画（ケアプラン）を利用者や家族の立場になって作成をお手伝いする事業所のことで

け

ケアミックス病院

急性期と回復期や、療養型と急性期など、異なるケアを必要とする病棟を併設した病院のことで

こ

高度急性期機能

急性期（体の恒常性が急激に保たれなくなった状況をいい、生命の安全を優先する看護を行う時期）の患者さんに対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能のことで

後発医薬品（ジェネリック）

先発医薬品（新薬）の特許期間満了後に、他の医薬品製造企業が先発医薬品と同じ成分や効果を持つものとして、より低価格で提供する医薬品のことで

し

社会保障制度改革国民会議

社会保障制度改革推進法に基づいて平成24年11月に内閣に設置された会議のことで。研究者等15人の有識者で構成され、公的年金・医療保険・介護保険・少子化対策の各分野で社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議しました。

新医師臨床研修制度

大学を卒業し国家試験に合格した医師を指定病院で2年間実地研修させ、臨床医として一般的な診療で頻繁に関わる負傷や疾病に適切に対応できるように基本的な診療能力を習得させ、また、医師としての人格を養い育てるための制度のことで

新公営企業会計制度

公営企業会計基準の見直しにより、借入資本金を負債に計上することと、みなし償却制度を廃止すること、退職給付引当金等の引当てを義務化すること等、地方公営企業の特性を適切に勘案しながら、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れた制度のことで

新公立病院改革ガイドライン

都道府県が策定する地域医療構想の策定状況を踏まえた上で、「経営の効率化」、「再編・ネットワーク化」及び「経営形態の見直し」に、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた4つの視点に立った平成32年度までの公立病院改革プランを策定するように求めたものです。

せ

全適

地方公営企業法の全て（財務規定だけでなく、企業管理者の設置や組織、人事労務等）を適用することです。

ち

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのことです。

地域連携パス

「地域連携クリティカルパス」といい、急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるものです。

診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、予め診療内容を患者さんに提示・説明することにより、患者さんが安心して医療を受けることができるようになるものです。

内容としては、施設ごとの診療内容と治療経過、最終ゴール等を診療計画として明示し、回復期病院では、患者さんがどのような状態で転院してくるかを把握できるため、改めて状態を観察することなく、転院早々からリハビリを開始できるメリットがあります。

これにより、医療連携体制に基づく地域完結型医療を具体的に実現することができます。

地方公営企業法の一部適用

地方公営企業法の財務規定のみ（経営の基本原則、特別会計の設置、経費分担の原則等）を適用することです。

て

DPC

Diagnosis Procedure Combination（診断群分類）の略で、診療行為ごとに計算する「出来高払い」方式とは異なり、入院患者さんの病名や症状をもとに手術などの診療行為の有無に応じて、厚生労働省が定めた1日当たりの診断群分類点数をもとに医療費を計算する会計方式のことです。

と

特定保健指導

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を選び出すための健診です。健診項目には、内臓脂肪の蓄積状態をみるために腹囲の計測が追加される等、特定保健指導の対象者を的確に抽出するための検査項目が導入されます。

対象者は40歳以上75歳未満（年度途中で75歳に達する人を含む）の加入者で、被保険者だけでなく被扶養者も対象となります。

特定健診の結果をもとに、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目して、リスクの高さに応じて、レベル別（「動機付け支援」・「積極的支援」）に特定保健指導の対象者の選定を行います。

なお、特定健診を受けた人には、全員に健診結果に基づいて一人ひとりにあった「情報提供」が、結果の通知と同時に Rowe れます。

な

7対1入院基本料

患者さん7人に対して看護師1人が常時勤務するシステムのことで、平成18年診療報酬改定で新設されました。入院基本料区分の中で最も高い報酬が得られ、主なものとして以下の施設基準があります。

《平成28年4月現在》

- ① 看護配置が常時7対1以上であること。
- ② 平均在院日数が18日以内であること。
- ③ 重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者さんを2割5分以上入院させる病棟であること。
- ④ 在宅復帰率が80%以上であること。

に

二次医療圏

医療圏とは、都道府県が病床の整備を図るに当たって設定する地域的単位のことです。一次、二次及び三次があります。二次は、特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏で、複数の市町村を一つの単位として認定されます。

ひ

病床機能報告制度

一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向について、病棟単位で「高度急性期機能」、「急性期機能」、「回復期機能」及び「慢性期機能」の4区分から1つを選択し、その他の具体的な報告事項とあわせて、都道府県に報告する制度です。

ま

慢性期機能

長期にわたり療養が必要な患者さんを入院させる機能のことです。

め

メディカルソーシャルワーカー

「医療ソーシャルワーカー」ともいい、保健医療機関において、社会福祉の立場から患者さんやその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行います。